

株式会社山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成23年6月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）^{（注1）}に該当し同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第20条の6の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

（注1） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不正な取引方法の第14項。

1 違反行為者及び課徴金額

名 称	株式会社山陽マルナカ
所 在 地	岡山市南区平福一丁目305番2号
代 表 者	代表取締役 中山 明憲
事業の概要	食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業
課 徴 金 額	2億2216万円

2 違反行為の概要

山陽マルナカは、遅くとも平成19年1月以降、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者^{（注2）}（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。

- （1）新規開店^{（注3）}、全面改装^{（注4）}、棚替え^{（注5）}等に際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。
- （2）新規開店又は自社が主催する「こども将棋大会」若しくは「レディーステニス大会」と称する催事等の実施に際し、特定納入業者に対し、当該特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた。
- （3）自社の食品課が取り扱っている商品（以下「食品課商品」という。）のうち、自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該食品課商品を返品していた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査上席

電話 03-3581-1754（直通）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所第二審査課

電話 082-228-1501（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- (4)ア 食品課商品のうち、季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該食品課商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。
- イ 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている商品（以下「日配品課商品」という。）のうち、全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品又は当該日配品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。
- (5) クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品（以下「クリスマス関連商品」という。）の販売に際し、仕入担当者^(注6)から、特定納入業者に対し、懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示する又は特定納入業者ごとに購入数量を示す方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。
- (注2) 「納入業者」とは、山陽マルナカが自ら販売する商品を、山陽マルナカに直接販売して納入する事業者のうち、山陽マルナカと継続的な取引関係にあるものをいう。
- (注3) 「新規開店」とは、山陽マルナカが、新たに店舗を設置して、当該店舗の営業を開始することをいう。
- (注4) 「全面改装」とは、山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、一旦営業を取りやめた上で売場の移動、売場面積の拡縮、設備の改修その他の改装を行うことをいう。
- (注5) 「棚替え」とは、山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、商品の陳列場所の変更、商品の入替えその他の改装を行うこと（全面改装に伴うものを除く。）をいう。
- (注6) 「仕入担当者」とは、納入業者との間で商談等の仕入業務を行い、当該納入業者との取引に直接影響を及ぼし得る山陽マルナカの従業員をいう。

3 排除措置命令の概要

- (1) 山陽マルナカは、前記2の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。
- (2) 山陽マルナカは、前記(1)に基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 山陽マルナカは、今後、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (4) 山陽マルナカは、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- ア 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定
- イ 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

山陽マルナカは、平成23年9月26日までに、2億2216万円を支払わなければならない。



山陽マルナカ

様々な手段を通じた
優越的地位の濫用

新規開店等の際の 従業員等の不当使用

特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。

「見切り基準」を経過した商品の 不当な返品

自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過した商品について、当該商品を納入した特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、返品していた。【食品課】

新規開店又は催事等の実施の際の 協賛金の支払の強要

特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた。

クリスマス関連商品の 購入強制

仕入担当者から、特定納入業者に対し

- ① 懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示する
- ② 特定納入業者ごとに購入数量を示す方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。

割引販売を行うこととした商品の 納入価格の不当な減額

- ① 季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品を納入した特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。【食品課】
- ② 全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととした商品について、当該商品を納入した特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。【食品課、日配品課】

(注) 山陽マルナカは、従業員等の不当使用や協賛金の支払の強要等の様々な手段を通じて一つの優越的地位の濫用行為を行っていたものである。

特定納入業者



2 過去の山陽マルナカによる優越的地位の濫用事件

件名 審決年月日	内容
平成16年（勸）第3号 （株）山陽マルナカに対する件 平成16年4月15日	納入業者に対し、商品を購入した後にその納入価格を値引きさせ、商品を返品するとともに、自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させて使用するなどしていた。

3 最近の優越的地位の濫用事件

件名 措置年月日	内容
平成22年（措）第17号 ロイヤルホームセンター（株） に対する件 平成22年7月30日	納入業者に対し ① 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 ② 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の開店若しくは閉店、全面改装又は棚替えに際し、当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について、売場への搬入、陳列、撤去、売場からの搬出等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。
平成21年（措）第8号 （株）セブン-イレブン・ジャパン に対する件 平成21年6月22日	（株）セブン-イレブン・ジャパンのフランチャイズ・チェーンの加盟者が経営するコンビニエンスストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、推奨商品のうちデイリー商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もって、加盟者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせている。
平成21年（措）第7号 （株）島忠に対する件 平成21年6月19日	納入業者に対し ① 店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品を返品している。 ② 家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きさせている。 ③ 店舗の開店、改装又は閉店に際し、その従業員等を、納入業者の商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該店舗における商品の陳列等の作業を行わせるために派遣させている。

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなった日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

第二十条 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

〔優越的地位の濫用に係る課徴金〕

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間

(当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。)に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

※ ただし、平成21年独占禁止法改正法附則第5条(課徴金に関する経過措置)の規定により、違反行為のうち、平成22年1月1日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

平成21年独占禁止法改正法附則(抄)

(課徴金に関する経過措置)

第五条 新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

○ 平成21年独占禁止法改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

〔定義〕

第二条 (略)

②～⑧ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 (略)

○ 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法(抄)

(優越的地位の濫用)

14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。

四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

五 (略)

5 優越的地位の濫用に係る課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者が独占禁止法第19条の規定に違反する行為（第2条第9項第5号に該当するもの〔優越的地位の濫用〕であって、継続してするものに限る。以下「違反行為」という。）をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第20条の6）。

（注1）違反行為について第20条の6の規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない（平成21年独占禁止法改正法附則第5条）。

（注2）違反行為をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の2㉔）。また、課徴金納付命令を受ける前に、違反行為をした法人が調査開始日以後において子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割により当該事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の2㉔※）。

※ 第20条の7において準用する第7条の2㉔の規定は、施行日以後に立入検査が行われた事件（立入検査が行われなかったときは、課徴金納付命令の事前通知が行われた事件）から適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条④）。

(2) 課徴金額の計算

課徴金額は、違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間（最長3年間）における、当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額（当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額）に課徴金算定率（一律1%）を乗じて計算する。

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第20条の6）。

また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第20条の7、第7条の2㉔）。

平成23年（措）第5号

排 除 措 置 命 令 書

岡山市南区平福一丁目305番2号

株式会社山陽マルナカ

同代表者 代表取締役 中山 明 憲

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 遅くとも平成19年1月以降、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して行っていた次の行為を取りやめている旨を確認すること
 - ア 新規開店、全面改装、棚替え等に際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた行為
 - イ 新規開店又は自社が主催する「こども将棋大会」若

しくは「レディーステニス大会」と称する催事等の実施に際し、特定納入業者に対し、当該特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた行為

ウ 自社の食品課が取り扱っている調味料等の商品（以下「食品課商品」という。）のうち、自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がなく、当該食品課商品の購入に当たって当該特定納入業者との合意により返品条件を定めておらず、当該食品課商品の返品によって当該特定納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担せず、かつ、当該特定納入業者から当該食品課商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該食品課商品を返品していた行為

エ(ア) 食品課商品のうち、季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該食品課商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた行為

(イ) 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている牛乳等の商品（以下「日配品課商品」という。）のうち、全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品又は当該日配品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引し

た額に相当する額等を，当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた行為

オ クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品(以下「クリスマス関連商品」という。)の販売に際し，仕入担当者から，特定納入業者に対し，懇親会において申込用紙を配付した上で最低購入数量を示しその場で注文するよう指示する又は特定納入業者ごとに購入数量を示す方法により，クリスマス関連商品を購入させていた行為

(2) 今後，前記(1)の行為と同様の行為を行わない旨

2 山陽マルナカは，前項に基づいて採った措置を，納入業者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 山陽マルナカは，今後，第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 山陽マルナカは，今後，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については，第1項(1)の行為と同様の行為をすることのないようにするために十分なものでなければならず，かつ，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

(2) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての，役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

5(1) 山陽マルナカは，第1項，第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(2) 山陽マルナカは，前項(2)に基づいて講じた措置の実施内容を，今後3年間，毎年，公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1(1) 山陽マルナカは、肩書地に本店を置き、岡山県、大阪府、兵庫県及び広島県の区域に「マルナカ」と称する店舗を出店し、食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業を営む者である。

(2) 山陽マルナカは、自社の店舗で販売する商品のほとんど全てを納入業者から買取りの方法により仕入れており、納入業者との間で商談を行い、事前に当該商品の仕入価格等の取引条件を決定していた。納入業者は、食品、日用雑貨品、衣料品等の製造業者又は卸売業者であり、その多くが岡山県又はその周辺の区域に本店又は支店等の事業所を置いて事業を行っていた。

(3)ア 山陽マルナカは、岡山県の区域を中心に店舗を展開しており、売上高では同県の区域に本店を置く百貨店及び総合スーパーの中で最大手の事業者である。また、岡山県における小売業に係る食品の売上高に占める山陽マルナカの売上高の割合は、小売業者の中で最も高い。

イ 山陽マルナカは毎年店舗数を増加させており、山陽マルナカの年間売上高は1200億円を超えて推移しているところ、納入業者の中には、今後の山陽マルナカとの取引額の増加を期待する者が多い。

ウ 納入業者の中には、当該納入業者の売上高に占める山陽マルナカに対する売上高の割合が高いなど、山陽マルナカを主な取引先とする者が存在する。

エ 納入業者の中には、他の事業者との取引を開始する又は拡大することにより山陽マルナカに対する売上高と同程度の売上高を確保することが困難な者が存在する。

オ 納入業者の中には、山陽マルナカと取引がある自社の支店等の事業所の売上高に占める山陽マルナカに対する売上高の割合が高いことなどにより、自社の支店等の事業所と山陽マルナカとの取引関係を重視する者が存在する。

カ 前記アからオまでの事情等により、特定納入業者は、山陽マルナカとの取引の継続が困難になれば事業経営上大きな支障を来すこととなり、このため、山陽マルナカとの取引を継続する上で、納入する商品の納入価格等の取引条件とは別に、山陽マルナカからの種々の要請を受け入れざるを得

ない立場にあり、その取引上の地位は山陽マルナカに対して劣っていた。

2(1) 山陽マルナカは、遅くとも平成19年1月以降、特定納入業者に対して、次の行為をしていた。

ア 新規開店、全面改装、棚替え等の際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせることとし、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、仕入担当者から、当該特定納入業者に対し、直接又は他の納入業者を通じて、これらの作業を行う店舗、日時等を連絡し、その従業員等を派遣するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、その従業員等を派遣していた。また、山陽マルナカは、当該派遣のために通常必要な費用を負担していなかった。

イ 新規開店を宣伝するためのアドバルーンの設定等に要する費用を確保するため、又は自社が主催する「こども将棋大会」若しくは「レディーステニス大会」と称する催事等の実施に要する費用を確保するため、あらかじめ仕入部門ごとに特定納入業者から提供を受ける金銭の目標額を設定し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、当該特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、金銭を提供していた。

ウ 食品課商品のうち、自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がなく、当該食品課商品の購入に当たって当該特定納入業者との合意により返品条件を定めておらず、かつ、当該特定納入業者から当該食品課商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該食品課商品を返品していた。

この返品を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その返品を受け入れることを余儀なくされていた。また、山陽

マルナカは、この返品によって当該特定納入業者に通常生ずべき損失を負担していなかった。

エ(ア) 食品課商品のうち、季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の損失を補填するために、当該食品課商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。

この減額を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その減額を受け入れることを余儀なくされていた。

(イ) 食品課商品又は日配品課商品のうち、全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品又は当該日配品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の損失を補填するために、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。

この減額を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その減額を受け入れることを余儀なくされていた。

オ 平成21年11月から同年12月にかけて実施したクリスマス関連商品の販売に際し、あらかじめ自社の仕入部門ごとにクリスマス関連商品の目標販売数量を設定した上で、仕入担当者から、特定納入業者に対し

(ア) 特定納入業者との懇親会において、クリスマス関連商品の申込用紙を配付し、クリスマス関連商品の最低購入数量を示した上で、その場で注文するよう指示する

(イ) 自社との取引額を踏まえて、特定納入業者ごとにクリスマス関連製品の購入数量を示す

方法により、クリスマス関連商品を購入するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、クリスマス関連商品を購入していた。

(2) 前記(1)の行為について、山陽マルナカは

ア 平成19年1月から平成22年5月までの間に実施した新規開店、全面

改装，棚替え等に際し，これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者約140社に対し，延べ約4,200人の従業員等を派遣させ，使用する

イ 平成19年4月から平成22年4月までの間に実施した新規開店又は自社主催の催事等の実施に際し，特定納入業者約130社に対し，総額約3200万円の金銭を提供させる

ウ 平成21年3月から同年8月までの間に実施した全面改装に伴う在庫整理を理由とした割引販売に際し，当該割引販売を行った食品課商品又は日配品課商品を納入する特定納入業者約20社に対し，総額約410万円を当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じる

などしていた。

3 平成22年5月18日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同月19日以降，山陽マルナカは，前記2(1)の行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば，山陽マルナカは，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に

1 継続して取引する相手方に対して，当該取引に係る商品以外の商品を購入させ

2 継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭又は役務を提供させ

3 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ，又は取引の相手方に対して取引の対価の額を減じ

ていたものであって，この行為は，独占禁止法第2条第9項第5号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第14項）に該当し，独占禁止法第19条の規定に違反するものである。このため，山陽マルナカは，独占禁止法第20条第2項において準用する独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また，山陽マルナカは，平成16年（勸）第3号の審決において排除措置を命じられたにもかかわらず違反行為を行っていたこと，違反行為が長期間にわたって行われていたこと，違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機とし

たものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、山陽マルナカに対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成23年6月22日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

委 員 細 川 清

別紙

番号	用語	定義
1	納入業者	株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）が自ら販売する商品を、山陽マルナカに直接販売して納入する事業者のうち、山陽マルナカと継続的な取引関係にあるもの
2	新規開店	山陽マルナカが、新たに店舗を設置して、当該店舗の営業を開始すること
3	全面改装	山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、一旦営業を取りやめた上で売場の移動、売場面積の拡張、設備の改修その他の改装を行うこと
4	棚替え	山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、商品の陳列場所の変更、商品の入替えその他の改装を行うこと（全面改装に伴うものを除く。）
5	仕入担当者	納入業者との間で商談等の仕入業務を行い、当該納入業者との取引に直接影響を及ぼし得る山陽マルナカの従業員